

特定建築物の水質検査について 1/3

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（「建築物衛生法」や「ビル管理法」と呼ばれることもあります）では、特定建築物の所有者などに対し、建築物環境衛生管理基準に従って、当該特定建築物の維持管理を行う義務を課しています。

建築物環境衛生管理基準では空気環境の調節、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めています。

建築物衛生法では基準に適さない場合でも、直ちに強制的な措置がとられることはありませんが、法律上の義務としてその遵守が要求されます。

特定建築物とは

建築物衛生法で定められる特定建築物は下記の通りです。

床面積	8,000 m ² 以上	3,000 m ² 以上
用途	学校教育法第1条に規定する学校	1. 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 2. 店舗又は事務所 3. 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所も含む。） 4. 旅館

飲料水の水質検査項目と検査頻度(1)

建築物環境衛生管理基準では、飲料水は水道法の規定による水質基準に適合する水を供給することが義務付けられています。

水質検査は飲料水を供給する給水栓で採取した水に対して行います。また、原水として水道水のみを使用する場合と、地下水などを使用する場合で、検査項目や検査頻度が異なります。（検査項目や検査頻度の概要は下記表及び2、3ページの表をご参照下さい）

飲料水では、給水栓より供給する水に異常を認めるときや、原水として地下水などを使用する場合に、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化等の事情から判断して、水質基準に適合しないおそれがあるときは、定期的な水質検査とは別に、必要な項目について水質検査を行うことが必要になります。

また、供給する水が人の健康を害するおそれがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させなければなりません。

検査項目	基準		検査頻度
	平常時	給水する水が病原生物に著しく汚染される恐れがある場合等	
遊離残留塩素	0.1mg/L以上	0.2mg/L以上	7日以内ごとに1回

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/



特定建築物の水質検査について 2/3

飲料水の水質検査項目と検査頻度(2)

分類	検査項目	水質基準	※1 弊社受託項目名称					検査頻度	
			①	②	③	④	⑤	原水として水道水のみを使用する場合	原水として地下水などを使用する場合
省略不可項目 (10項目)	一般細菌	1ml中に100以下	●	●	●	●	●	6ヶ月に1回 (※2の5項目については、 水質検査の結果が 基準に適合していた場合に、 次回の水質検査に限り省略可能)	
	大腸菌	検出されないこと	●	●	●	●	●		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●	●	●	●	●		
	塩化物イオン	200mg/L以下	●	●	●	●	●		
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	●	●	●	●		
	pH値	5.8以上8.6以下	●	●	●	●	●		
	味	異常でないこと	●	●	●	●	●		
	臭気	異常でないこと	●	●	●	●	●		
	色度	5度以下	●	●	●	●	●		
濁度	2度以下	●	●	●	●	●			
※2 重金属及び 蒸発残留物 (5項目)	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		●	●	●	●		
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		●	●	●	●		
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		●	●	●	●		
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		●	●	●	●		
	蒸発残留物	500mg/L以下		●	●	●	●		
消毒副生物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			●	●	●	1年に1回 (6/1～9/30の間に実施)	
	塩素酸	0.6mg/L以下			●	●	●		
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			●	●	●		
	クロロホルム	0.06mg/L以下			●	●	●		
	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下			●	●	●		
	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下			●	●	●		
	臭素酸	0.01mg/L以下			●	●	●		
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下			●	●	●		
	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下			●	●	●		
	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下			●	●	●		
	ブromホルム	0.09mg/L以下			●	●	●		
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			●	●	●			
有機化学物質 (6項目)	四塩化炭素	0.002mg/L以下					●	3年に1回	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下					●		
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下					●		
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下					●		
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下					●		
ベンゼン	0.01mg/L以下					●			
フェノール類 (1項目)	フェノール類	0.005mg/L以下					●		

※1	弊社項目名称	弊社検査内容
①	飲料水10項目セット	前回15項目検査で異常なければ、省略可能な5項目を除いた検査セットです。
②	飲料水15項目セット	6ヶ月に1回の定期検査セットです。異常なければ次回から10項目でも可能です。
③	飲料水27項目セット	15項目セット + 12項目セット
④	飲料水12項目セット	6月1日～9月30日までの期間に年に1度必要な検査です。
⑤	水質基準全項目	地下水その他を原水として使用する際に、最初に必要な検査項目です。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号
株式会社ファルコライフサイエンス
 〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2
 TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477
 e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/



特定建築物の水質検査について 3/3

飲料水の水質検査項目と検査頻度(3)

分類	検査項目	水質基準	※1 弊社受託 項目名称					検査頻度	
			①	②	③	④	⑤	原水として 水道水のみ を使用する場合	原水として 地下水など を使用する場合
水質基準の 全項目 (50項目)	2ページ目の34項目						●	給水開始前に 1回	
	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下					●		
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下					●		
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下					●		
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下					●		
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下					●		
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下					●		
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下					●		
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					●		
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下					●		
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下					●		
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下					●		
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下					●		
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下					●		
	ジェオスミン	0.00001mg/L以下					●		
	2-メチルインポルネオール	0.00001mg/L以下					●		
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下					●			

雑用水の水質検査項目と検査頻度

ビル排水の再生処理水、井戸水や雨水等を雑用水として利用する場合は、以下の基準に適合する必要があります。(水道水を使用の場合はこの限りではありません)

雑用水は使用する用途により、検査項目が異なります。また、供給する水が人の健康を害するおそれがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させなければなりません。

検査項目	基準	検査頻度	
		散水、修景、清掃の用に供する水 ※3	水洗便所の用に供する水
離残留塩素濃度	0.1ppm以上	7日以内に1回定期	
pH	5.8以上8.6以下		
臭気	異常でないこと		
外観	ほとんど無色透明であること		
大腸菌	検出されないこと	2ヶ月以内に1回定期	
濁度	2度以下	2ヶ月以内に1回定期	-

※3 散水、修景、清掃の用に供する水の場合、し尿を含む水を原水として用いることはできません。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号
株式会社ファルコライフサイエンス
 〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2
 TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477
 e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/

